年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概要 | 1. | 今回0 |)あっ | みせん | 楽 | の根 | 牙要 |
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

岐阜国民年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

国民年金保険料は、A銀行の口座振替に切り替えるまでは、婦人会が各家庭を訪問して納付確認を行い、農協の口座振替で納付していた。昭和58年頃までは義母の保険料と併せて二人分納付しており、申立期間当時は一人分になったが、1年以上も連続して納め忘れることなど考えられない。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15 か月と比較的短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は現年度内に納付されており、前後を通じて生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、国民年金を担当していたB町役場の職員から、当時、同町では、国民年金保険料を婦人会でまとめて農協口座へ入金しており、途中で納付をやめる人には、同町から督促等を行っていたとの証言があり、申立人は、申立期間当時、同町役場から督促は無かったと述べているなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間を除く国民年金加入期間の大部分の保険料は前納又は口座 振替により納付されているなど、申立人は、国民年金制度への関心があり、国 民年金保険料を積極的に納付しようとした姿勢がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月10日から25年9月20日まで

② 昭和25年10月10日から26年10月21日まで

結婚で家事が忙しくなり、A社を退職した。長男の出産日も近く、脱退手当金を支給したとされる日に、支給された記憶が無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の直前に勤務したB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が同社の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間である2回の被保険者期間と同一の記号番号で管理されていた同社の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1,359円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岐阜国民年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から47年3月まで

加入手続の記憶は定かではないが、A県に住んでいたとき、区役所で国民年金保険料を納付したと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は97か月と長期間に及んでいる上、申立人は、現在所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号のほかに、昭和42年5月にB区で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該年金手帳記号番号は45年頃不在被保険者として整理され、平成9年3月まで同被保険者として管理されていることから、申立期間が含まれる当該期間については、当該年金手帳記号番号で保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和48年3月頃にC区で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に国民年金の加入状況及び保 険料の納付状況等を聴取しても記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 972 (事案 297 及び 769 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年12月まで

昭和39年にA社を退職し、近所の方の勧めで国民年金に加入した。町内会の方が毎月集金に来て薄い日本和紙の二つ折れの納付書で支払をすると、町内会役員が大きな丸型の印を自分の用紙に押された。この用紙で納付し、長くこの用紙を持っていたが、もうこれは記録されているものと思い捨てた。新たな証言者が見付かったので申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、町内会の集金で納付書により毎月納めたと主張しているが、B市は昭和47年度から国民年金保険料を納付書方式に切り替えており、申立人が申立期間について納付書で納めたとする主張は合理性に欠けること、ii)申立人は、申立期間中の昭和40年7月にC町に住所を変更し、同町在住当時も国民年金保険料をB市で納付したと主張しているが、市町村が異なることにより同市では現年度納付することができないこと、iii)申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、47年1月頃C町で払い出されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たに証言者が見付かったとして当委員会に再申立てを行ったが、当該証言者に聴取したところ、B市では、町内会による国民年金保険料の集金が行われていたことがうかがえるものの、申立人の国民年金保険料の納付については記憶に無い上、申立人の申立期間について、証言者二人が国民年金に加入し保険料を納付した事実は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを推認し難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに証言者が見付かったとして当委員会に再々申立てを行ったが、当該者は既に亡くなっていることから当時の状況を聴取できず、ほかに申立期間について納付をうかがわせる新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月26日から50年7月27日まで 給与明細書等は所持していないが、A社に在籍中の標準報酬月額が違って いる。当時支給された退職金(約120万円)は、勤務年数に月給を乗じた額 であったことを考慮すると、標準報酬月額はもっと高かったはずである。標 準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間における標準報酬月額について、給与明細書等を所持していないが、オンライン記録より高額であったと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人と同期入社した複数の同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の同僚は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、社会保険事務所(当時)の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述しているほか、B基金及びC健康保険組合が保管する標準報酬月額に係る記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、A社から提出された申立人に係る退職金の稟議書によると、申立人の退職時本俸に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致する。

加えて、A社は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月7日から20年6月18日まで A社には、学校からの紹介で入社し終戦に伴い閉鎖されるまで勤務したが、 脱退手当金については受給した記憶が無いので、調査の上、脱退手当金の支 給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和21年4月13日当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月3日から23年1月12日まで 平成22年9月頃年金記録を確認した際、A社B工場で働いた期間につい て脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、脱退手当金を受給し た記憶も無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについてA社本社へ照会したところ、従 業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があったことから、申立人につ いてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が 支給されたことを示す記録があり、資格期間、支給年月日などの具体的な記載 がある上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかが えない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月18日から32年12月11日まで 会社の経営状態が悪く、結婚適齢期の人を対象とした希望退職者を募った ので退職した。その後、実家に帰り、昭和33年12月に結婚した。脱退手当 金支給日は専業主婦で地元におり、脱退手当金を受給した覚えが無いので記 録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和34年3月31日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立事業所を退職後、昭和43年1月まで厚生年金保険被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月2日から43年6月1日まで

A社を退職した時、脱退手当金を受け取っていない。当時結婚する予定も無く退職後は働くつもりだった。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年10月9日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 29 日から 28 年 3 月 28 日まで

A社を出産のために退職したが、当時は年金について詳しく知らず、その際に退職金等の手続を行った覚えは無い。それにもかかわらず、脱退手当金を受け取ったことになっていることに納得ができない。さらに、退職後に同社の方から、「出産手当が出るので印鑑を出してください。」と言われ、渡したら書類に押印していった。しかし、出産手当は受け取っていないので、同社の方に悪用されたのではないかと心配している。一度調査して、この期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されている上、昭和28年12月14日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、55年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の前後に記載されている女性 64 名のうち、被保険者期間が2年以上を有する受給資格者 41 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 名に脱退手当金の支給記録がある上、複数の同僚は、「会社が代行して請求手続を行い、一時金を受領した。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。